

こ支虐第 317 号
こ成保第 737 号
令和 6 年 8 月 8 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

 殿

こども家庭庁支援局長
こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」の一部改正について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和 6 年 7 月 3 日付け社援発第 0703 号厚生労働省社会・援護局長通知)、「指定施設における業務の範囲等について」(平成 23 年 8 月 5 日付け障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 及び「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」(令和 6 年 8 月 8 日付けこ支虐第 316 号こども家庭庁支援局長通知)において、指定施設の範囲が改正されたことに伴い、「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」(令和 6 年 3 月 18 日付けこ支虐第 81 号こども家庭庁支援局長、こ成保第 159 号こども家庭庁成育局長通知)の一部を別添のとおり改正し、本日より適用することとしたので、通知する。

管内の市町村(特別区含む。)並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である。